

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票丁1 記入要領

(コンビニエンスストア用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2026年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ



この記入要領は、「商業動態調査票丁1(コンビニエンスストア用)」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

### 2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

### 3. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関する使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他人に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはできません。

### 4. 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる 細分類 5891—コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を500店舗以上有する企業のうち、経済産業省が指定した企業です。

### 5. 報告者

この調査でいう報告者とは企業を代表する者で、報告者は調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

### 6. 調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月1日より月末までの1か月間です。

### 7. 調査票の提出部数と提出先

調査に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。

## 8. 調査票の提出方法

### (1) 郵送による提出

調査票の提出に同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

### (2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「III. オンラインによる提出」を参照してください。

## II. 調査事項と記入上の注意

### 1. 一般事項

- (1) 調査票表面調査票名下「 年 月分」には、実績を報告いただく調査該当月の年（西暦）月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面表下段「年月分」欄には、調査該当月の年（西暦下2桁）、月を記入してください。

<調査票表面上段>

調査該当月の年月（同じ年月）  
を記入してください。

<調査票裏面下段>

| 統計調査番号        | 調査票番号 | 年月分  |   | 事業所・企業番号 |
|---------------|-------|------|---|----------|
|               |       | 年    | 月 |          |
| A 0 3 0 0 0 4 | 2 0   |      |   |          |
|               |       | 法人番号 |   |          |

- (2) 「事業所・企業番号」は、1企業につき1つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
- (4) 金額は、算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は0（ゼロ）を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきりと記入してください。
- (6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。
- (7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十三条（報告義務）及び第十五条（立入検査等）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用があります。

## 2. 記入事項

### (1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

### (2) 月間商品販売額・サービス売上高

調査月の販売額・売上高は、次によって記入してください。

① 商品販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

② 月間の商品販売額及びサービス売上高は、チェーン本部の傘下（直営店やFC店など形態に関係なく）にある各コンビニエンスストアの月間販売額の総計を記入してください。

③ 月間の商品販売額及びサービス売上高は、次の分類によって記入してください。

a. ファーストフード及び日配食品

生鮮食品及び準生鮮食品。

b. 加工食品

ファーストフード及び日配食品以外の食品。

c. 非食品

ファーストフード及び日配食品、加工食品以外の商品。

d. サービス売上高

公共料金等の振込を除くサービス。

なお、具体的な内容例示は、「商品等分類表」に掲載しておりますが、類似品については、それぞれ例示に準じてください。

④ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。

⑤ 予約販売は、その代金を受け取ったとき販売額に計上してください。

⑥ 商品券・プリペイドカード等による支払いを受けたときは、その金額を含めてください。

⑦ 消費税などの間接税は、商品販売額及びサービス売上高に含めてください。

⑧ カタログやインターネットなどによる販売額も含めてください。

### (3) 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高

月間商品販売額・サービス売上高の計を、都道府県別に記入してください。

### (4) 月末店舗数

調査月末現在におけるコンビニエンスストア（直営店やFC店など形態に関係なく）の総店舗数を都道府県別に記入してください。また、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

### (5) その他

① 調査票の内容について照会する場合もありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

② 調査月において、特別な事情により販売額等に影響（前年同月と比べ大きな変動等）があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項（事業の拡大等）が生じたときも、調査票の備考欄にその旨を記入してください。

## 商品等分類表

| 商品等分類   |                | 内容例示   |
|---------|----------------|--|
| 商品販売額   | ファーストフード及び日配食品 | 米飯類（寿司、弁当、おにぎり等）、カウンター商材（コーヒー、揚げ物、中華まん等）、パン、調理パン、総菜、漬物、野菜、果物、水物（豆腐等）、調理麺、卵、加工肉（ハム、ウインナー、ベーコン等）、牛乳、乳飲料、乳製品（バター、チーズ等）、練物（ちくわ、かまぼこ等）、生菓子（ケーキなどの和洋菓子）、サラダ、デザート類（プリン、ゼリー、ヨーグルト等）等 |
|         | 加工食品           | 菓子類（生菓子を除く）、ソフトドリンク（乳飲料を除く）、アルコール飲料（ビール、日本酒、焼酎、ワイン等）、調味料（食塩、砂糖、味噌、しょう油、うまみ調味料、ソース等）、嗜好品（コーヒー、お茶等）、米穀、乾物、各種の缶・瓶詰類、冷凍食品、アイスクリーム、レトルト食品、インスタント食品等                               |
|         | 非食品            | 雑誌、書籍、新聞、衣料品、袋物類、文房具、玩具、雑貨、たばこ、ペットフード、乾電池、テープ、CD、電球・蛍光灯、電卓、燃料、サングラス、園芸用品、ゲームソフト、花火、洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品栄養ドリンク、紙製品、フィルム、切手、はがき、収入印紙、装身具等  |
| サービス売上高 |                | POSA カード、コピー、ファクシミリ、宅配便、商品券、ギフト券、乗車券、各種チケット、テレfonカード、宝くじ、D.P.E、レンタル、航空券、宿泊券、クリーニング等  |

注：サービス売上高には、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金など  
公共料金等の収納代行による売上高は除きます。

### III. オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、6ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったりなどご不明な点がございましたら、7ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて  
政府統計コード、 調査対象者ID、 パスワードを入力し、政府統計オンライン調査  
システムにログインします。

The screenshot shows the 'Government Statistical Online Survey General Window' login page. At the top, there are links for 'QAよくあるご質問' (FAQ), 'お問い合わせ' (Contact), and a search bar. Below that is a blue header bar with the text '政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン'. The main form area has three input fields: '政府統計コード' (required), '調査対象者ID' (required), and 'パスワード' (required). Each field includes a dropdown menu for selecting a survey type and a checkbox for saving the password for future logins. A note at the bottom of the form states: 'ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。' Below the note is a warning message in a yellow box: '⚠️ ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。' At the bottom right of the form is an orange 'ログイン' (Login) button.

- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丁1（コンビニエンスストア用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。

The screenshot shows the 'Government Statistical Online Survey General Window' survey list page. At the top, there are links for 'QAよくあるご質問' (FAQ), 'お問い合わせ' (Contact), 'ヘルプ' (Help), and 'ログアウト' (Logout). Below that is a blue header bar with the text '調査票の一覧'. The main content area shows a table of surveys. One row is highlighted in blue, showing the following details: '実施時期' (Implementation Period) is '20XX年 1月分', '電子調査票' (Electronic Survey Form) is '令和X年0004商業動態統計調査票 丁(コンビニエンスストア用)', 'ファイル形式' (File Format) is 'Excel形式', '提出期限' (Submission Deadline) is '20XX-02-15', '状況' (Status) is '未回答' (Not Answered), and '回答日時' (Response Date) and '参考資料等' (References etc.) are empty. Below the table, there are five navigation links: 'このサイトについて' (About this site), '利用規約' (Terms of Use), '推奨環境' (Recommended Environment), 'オンライン調査の流れ' (Flow of online survey), and '回答情報の保護' (Protection of response information). At the bottom of the page, a note states: '当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。'

③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。  
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。

The screenshot shows a Microsoft Excel-like interface for an electronic survey. At the top, there are four tabs: '読み込み' (Import), '調査票全体保存' (Save Survey Form), '回答データのみ保存' (Save Only Answer Data), and '送信' (Send). The '送信' tab is highlighted with a red box and a red arrow points to it from the text below. Below the tabs, the title '20XX年1月分' (January 20XX) is displayed. The main area contains two tables: '1. 月間商品販売額・サービス売上高' and '2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高'. A red box highlights the text '詳しい入力方法については「操作方法」をご確認ください' (For detailed input methods, please refer to the 'Operation Method' section). To the right, a password input dialog box is shown with fields for 'パスワード' (Password) and '確認' (Confirm), along with a checkbox for 'パスワードを表示' (Show password) and a '中断' (Interrupt) button. A red box highlights the text '送信時に再度入力を求められるパスワードとは、初期設定のパスワードからご自身で変更されたパスワードのことです' (The password required during transmission is the one you changed from the initial setting).

#### ◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2025年10月現在）

| OS                 | ブラウザ   | 表計算ソフト（※2）<br>(Excel調査票をご利用の場合のみ)   |
|--------------------|--|---|
| Windows 11<br>(※1) | Firefox 143<br>Google Chrome 141<br>Microsoft Edge 141 | Excel for Microsoft 365<br>Microsoft Office Excel 2024<br>Microsoft Office Excel 2021 |

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・ 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
- ・ マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
- ・ また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
- （※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。

[https://www.e-survey.go.jp/recommended\\_env](https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

#### ◆オンラインによる提出の際のお願い

- (1) 販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- (2) 回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

## IV. その他

### 【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話：0120-429-856 無料ダイヤル

E-mail: bz1-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

### 【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-mail: bz1-stats-info@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

### 【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記HPにはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

### 【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：03-3501-1511 （内線）2898, 2899



政府統計

## 商業動態統計調査

丁1

(秘) 基幹統計 商業動態調査票  
(コンビニエンスストア用)

|     |        |
|-----|--------|
| 提出先 | 経済産業大臣 |
| 提出日 | 翌月15日  |
| 部数  | 1部     |

年□月分

|     |  |     |                    |
|-----|--|-----|--------------------|
| 企業名 |  | 所在地 | (〒 - ) (電話 - - - ) |
|-----|--|-----|--------------------|

## 1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

| 全<br>国<br>品<br>販<br>売<br>額 | 商品<br>分<br>類   | 番<br>号 | 当月販売額 |    |    |   |    |    |
|----------------------------|----------------|--------|-------|----|----|---|----|----|
|                            |                |        | A     |    |    |   |    |    |
|                            |                |        | 千億    | 百億 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 |
|                            | ファーストフード及び日配食品 | 0101   |       |    |    |   |    |    |
|                            | 加工食品           | 0102   |       |    |    |   |    |    |
|                            | 非食             | 0103   |       |    |    |   |    |    |
|                            | 計              | 0104   |       |    |    |   |    |    |
|                            | サービス売上高        | 0105   |       |    |    |   |    |    |
|                            | 計              | 0106   |       |    |    |   |    |    |

## 2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

| 都道府県別<br>商品販売額・<br>サービス売上高 | 都道府県 | 番号   | 当月販売額 |    |    |   |    |    | 都道府県 | 番号   | 当月販売額 |    |    |   |    |    |  |  |
|----------------------------|------|------|-------|----|----|---|----|----|------|------|-------|----|----|---|----|----|--|--|
|                            |      |      | A     |    |    |   |    |    |      |      | A     |    |    |   |    |    |  |  |
|                            |      |      | 千億    | 百億 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 |      |      | 千億    | 百億 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 |  |  |
|                            | 北海道  | 0201 |       |    |    |   |    |    | 滋賀県  | 0225 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 青森県  | 0202 |       |    |    |   |    |    | 京都府  | 0226 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 岩手県  | 0203 |       |    |    |   |    |    | 大阪府  | 0227 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 宮城県  | 0204 |       |    |    |   |    |    | 兵庫県  | 0228 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 秋田県  | 0205 |       |    |    |   |    |    | 奈良県  | 0229 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 山形県  | 0206 |       |    |    |   |    |    | 和歌山县 | 0230 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 福島県  | 0207 |       |    |    |   |    |    | 鳥取県  | 0231 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 茨城県  | 0208 |       |    |    |   |    |    | 島根県  | 0232 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 栃木県  | 0209 |       |    |    |   |    |    | 岡山県  | 0233 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 群馬県  | 0210 |       |    |    |   |    |    | 広島県  | 0234 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 埼玉県  | 0211 |       |    |    |   |    |    | 山口県  | 0235 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 千葉県  | 0212 |       |    |    |   |    |    | 徳島県  | 0236 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 東京都  | 0213 |       |    |    |   |    |    | 香川県  | 0237 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 神奈川県 | 0214 |       |    |    |   |    |    | 愛媛県  | 0238 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 新潟県  | 0215 |       |    |    |   |    |    | 高知県  | 0239 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 富山县  | 0216 |       |    |    |   |    |    | 福岡県  | 0240 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 石川県  | 0217 |       |    |    |   |    |    | 佐賀県  | 0241 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 福井県  | 0218 |       |    |    |   |    |    | 長崎県  | 0242 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 山梨県  | 0219 |       |    |    |   |    |    | 熊本県  | 0243 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 長野県  | 0220 |       |    |    |   |    |    | 大分県  | 0244 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 岐阜県  | 0221 |       |    |    |   |    |    | 宮崎県  | 0245 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 静岡県  | 0222 |       |    |    |   |    |    | 鹿児島県 | 0246 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 愛知県  | 0223 |       |    |    |   |    |    | 沖縄県  | 0247 |       |    |    |   |    |    |  |  |
|                            | 三重県  | 0224 |       |    |    |   |    |    |      |      |       |    |    |   |    |    |  |  |

経済産業省(サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

● この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。  
 ● この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ● 記入に当たつては記入要領を参照してください。

## 3. 月末店舗数

(単位:店)

| 都道府県別・月末店舗数 | 番号   | 当月末店舗数 |   |   |   |   | 都道府県 | 番号   | 当月末店舗数 |   |   |   |   |  |  |
|-------------|------|--------|---|---|---|---|------|------|--------|---|---|---|---|--|--|
|             |      | A      |   |   |   |   |      |      | A      |   |   |   |   |  |  |
|             |      | 万      | 千 | 百 | 十 | 一 |      |      | 万      | 千 | 百 | 十 | 一 |  |  |
| 北海道         | 0301 |        |   |   |   |   | 滋賀県  | 0325 |        |   |   |   |   |  |  |
| 青森県         | 0302 |        |   |   |   |   | 京都府  | 0326 |        |   |   |   |   |  |  |
| 岩手県         | 0303 |        |   |   |   |   | 大阪府  | 0327 |        |   |   |   |   |  |  |
| 宮城县         | 0304 |        |   |   |   |   | 兵庫県  | 0328 |        |   |   |   |   |  |  |
| 秋田県         | 0305 |        |   |   |   |   | 奈良県  | 0329 |        |   |   |   |   |  |  |
| 山形県         | 0306 |        |   |   |   |   | 和歌山县 | 0330 |        |   |   |   |   |  |  |
| 福島県         | 0307 |        |   |   |   |   | 鳥取県  | 0331 |        |   |   |   |   |  |  |
| 茨城県         | 0308 |        |   |   |   |   | 島根県  | 0332 |        |   |   |   |   |  |  |
| 栃木県         | 0309 |        |   |   |   |   | 岡山县  | 0333 |        |   |   |   |   |  |  |
| 群馬県         | 0310 |        |   |   |   |   | 広島県  | 0334 |        |   |   |   |   |  |  |
| 埼玉県         | 0311 |        |   |   |   |   | 山口県  | 0335 |        |   |   |   |   |  |  |
| 千葉県         | 0312 |        |   |   |   |   | 徳島県  | 0336 |        |   |   |   |   |  |  |
| 東京都         | 0313 |        |   |   |   |   | 香川県  | 0337 |        |   |   |   |   |  |  |
| 神奈川県        | 0314 |        |   |   |   |   | 愛媛県  | 0338 |        |   |   |   |   |  |  |
| 新潟県         | 0315 |        |   |   |   |   | 高知県  | 0339 |        |   |   |   |   |  |  |
| 富山县         | 0316 |        |   |   |   |   | 福岡県  | 0340 |        |   |   |   |   |  |  |
| 石川県         | 0317 |        |   |   |   |   | 佐賀県  | 0341 |        |   |   |   |   |  |  |
| 福井県         | 0318 |        |   |   |   |   | 長崎県  | 0342 |        |   |   |   |   |  |  |
| 山梨県         | 0319 |        |   |   |   |   | 熊本県  | 0343 |        |   |   |   |   |  |  |
| 長野県         | 0320 |        |   |   |   |   | 大分県  | 0344 |        |   |   |   |   |  |  |
| 岐阜県         | 0321 |        |   |   |   |   | 宮崎県  | 0345 |        |   |   |   |   |  |  |
| 静岡県         | 0322 |        |   |   |   |   | 鹿児島県 | 0346 |        |   |   |   |   |  |  |
| 愛知県         | 0323 |        |   |   |   |   | 沖縄県  | 0347 |        |   |   |   |   |  |  |
| 三重県         | 0324 |        |   |   |   |   | 全 国  | 0300 |        |   |   |   |   |  |  |

(備考)

- この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
- この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
- 記入に当たっては記入要領を参照してください。

|                                     |         |            |   |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------------------------|---------|------------|---|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名 |         | (電話) - - - |   |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 報告者(企業の代表者)の氏名                      |         | 年 月 日      |   |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 統計調査番号                              | 調査票番号   | 年 月 分      |   | 事業所・企業番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                     |         | 年          | 月 |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| A 0 3                               | 0 0 0 4 | 2 0        |   |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人番号                                |         |            |   |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

経済産業省(サービス動態統計室)



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。